

「岡山市LPガス料金高騰対策支援事業」 「倉敷市LPガス価格高騰対策経済支援事業」について

LPガス料金の上昇により影響を受けている一般消費者等の負担を軽減することを目的として、岡山市と倉敷市ではそれぞれ市が指定する値引き額により、LPガス料金の値引きを行ったLPガス販売事業者への助成事業を実施する(一社)岡山県LPガス協会に対して、その値引き原資を補助する事業を実施することといたしました。

販売事業者の皆様方におかれましては、地域のエネルギーとして重要なLPガス料金の負担を直接的に軽減するという本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業概要

- 令和5年10月分～11月分のLPガス料金について、顧客への請求額から 各月1,000円(税込1,100円)の値引きをお願いします。
- 値引きに必要な原資(2,000円/1顧客)は、各市からLPガス協会を通じて交付します。
- 本事業実施に係る事務手数料として、1顧客あたり100円を市からLPガス協会を通じて交付します。(※上限20万円)

【重要】岡山市、倉敷市の両市に供給されている事業者の方は、それぞれの事業に申請が必要となりますので、ご注意ください。

実施の流れ

① 交付申請

9月4日～9月15日

② 概算払請求

① 値引きの原資について、各LPガス販売事業者から、LPガス協会に対して交付申請を行っていただきます。

② 交付決定後、概算払請求に基づき、2カ月分(10月及び11月分)の値引きに必要な金額の5割相当額を11月中旬頃に交付します。

③ 値引き実施

10月～11月分各月

③ 顧客に対して、各月の請求額より1,000円(税込1,100円)の値引きを行っていただきます。

④ 実績報告

～令和5年12月28日まで

④ 値引きを行った顧客の2か月分(10月分～11月分)の実績をLPガス協会に対して報告していただきます。

⑤ 精算払請求

⑤ 上記④の実績報告に基づき、必要原資の残額(5割相当額)及び本事業実施に係る事務手数料を交付します。

●値引き仕様詳細

実施内容

対象月	令和5年10月分～11月分(2か月)
対象者	<p>○岡山市及び倉敷市内の一般消費者等(液化石油ガス法第2条第2項)</p> <p>○岡山市及び倉敷市内のコミュニティガス利用者(ガス事業法)</p> <p>※一般住宅・共同住宅・業務用を問わない ※高圧ガス保安法の消費者は対象外 ※質量販売は対象外 ※国及び地方公共団体等の公的機関は対象外</p>
値引内容	<p>○対象月分の請求料金が1契約あたり1,000円(税込1,100円)以上の顧客に対して、請求料金から1,000円(税込1,100円)を減額 (元の請求料金が1,000円(税込1,100円)未満の顧客については、請求額が値引き額となります。)</p> <p>○基本料金及び従量料金が値引きの対象となります。 (設備使用料金は値引きの対象となりません。)</p>
周知	<p>○顧客用周知用チラシ(A4サイズ)をご活用ください。 ⇒ 請求書に同封、ポスティング、ホームページへの掲載等、方法は問いません。</p> <p>○請求書等に「〇〇市の支援により、1,100円(上限)を値引きしています。」等の文言を記載してください。(各月とも) ⇒ 対応が難しい場合は、請求書等に同旨の通知カードを添付等により、周知をお願いします。</p>

例 LPガス販売事業者Aの顧客が以下の4者だった場合 ※ () 内は税込金額

	10月分請求料金(円)	値引き後請求額(円)	
〇〇太郎氏	10,000 (11,000)	→ 9,000 (9,900)	
◇◇花子氏	900 (990)	→ 0 (0)	⇒ 請求額をそのまま値引き
△△ラーメン店	20,000 (22,000)	→ 19,000 (20,900)	
●●市役所	10,000 (11,000)	→ 10,000 (11,000)	⇒ 公的機関のため、値引きなし
			⇒ 10月分値引き実績としては、3者 2,900円 (3,190円)

交付申請等の考え方



交付申請は値引き実施の前に行うため、販売事業者Aは公的機関である●●市役所を除外して、【3件】で申請

- ⇒ 値引きに必要な原資は、3(者) × 2,000円(1,000円/月 × 2か月分) = 6,000円
- ⇒ 交付決定後、概算払請求に基づきお支払いする**概算払金**は、
6,000円 × 50% = 3,000円(千円未満切り捨て)

◇◇花子氏の料金が1,000円を下回ったのは10月分のみで、かつ、他者は2か月とも上記と同じだったと仮定した場合の値引き実績は【10月分: 2,900円 11月分: 3,000円】となり、実績報告後の精算では【5,900円(総実績) - 3,000円(概算払受入済額) = 2,900円】となるため、**精算払時**に2,900円を交付します。

また、精算払時の事務手数料は、期間中の値引き顧客が3者なので、3(者) × 100円 = 300円を交付します。